

目的預金専用貯蓄預金口座取引規定

1. (概要)

- (1) 目的預金専用貯蓄預金口座（以下、「本口座」といいます。）とは、「福井銀行アプリ」（以下、「アプリ」といいます。）の目的預金機能の利用にあたり、アプリで開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない（媒体不発行方式）貯蓄預金口座です。開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申し込み手続きをおこなってください。
- (2) 以下の理由などにより、目的預金口座を開設いただけない場合がございますのでご了承ください。
 - ・ご本人確認手続きが必要な場合
 - ・メイン口座のお通帳やお届印を紛失されている場合
 - ・外国PEPsに該当する場合その他、当行の総合的な判断により口座開設をお断りする場合がございます。
- (3) 既存の貯蓄預金口座を本口座へ切り替えることはできません。本口座を媒体発行方式の貯蓄預金口座へ切り替えることもできません。

2. (お取引の制限等)

本口座では、アプリを通じた、別途『「福井銀行アプリ」利用規定』に規定するメイン口座（以下、「メイン口座」といいます。）との間での振り替えのみご利用になれます。そのため、お預け入れ、払い戻し等のお取り引きを現金自動入出金機（ATM）や当行本支店窓口でおこなうことはできません。また、各種料金等の自動支払いをすること、給与、年金および配当金の自動受取口座として指定すること、ふくぎんネットに登録することもできません。

3. (目的預金の利用解除等)

アプリのアカウントを削除することで、本口座は解約されます。この場合、本口座内の残高は、全額メイン口座へ入金されます。

4. (貯蓄預金規定の適用)

本規定は、貯蓄預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については貯蓄預金規定にもとづいてお取り扱いします。

5. (サービスの変更等)

本規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項

私（福井銀行アプリで取引する目的預金口座（以下「取引口座」という。）の名義人）ならびに私が所属する団体・会社・その子会社等（以下「所属団体」という。）および所属団体の役員等は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この取引口座の取引が停止され、または通知によりこの取引口座ならびにその他貴行との間の一切の契約が解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。なお、これにより貴行に損害が生じたときは、その損害額を支払います。

①貴行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
7. 社会問題化している行為を行う者および団体
8. その他前各号に準ずる者
9. 本項第1号から8号のいずれかの者（以下「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有すること
10. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
11. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
12. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
13. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を貴行または第三者に対して行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上

(2020年4月1日現在)